

協同会社の基金

22. 基金は下記による。

- (a) 入 社 金
- (b) 株 式
- (c) 預金及貸付金
- (d) 社員の貯金
- (e) 定款のわく内での商行為
- (f) 株式譲渡金
- (g) 無償供与及寄附金
- (h) 登記官の認めるその他の資金

入 社 金

23. (1) 申込み書送付時に5ドルを払込むこと。入社金は申込みが拒絶された時以外は返却しない。
- (2) 入社金は管理費以外には使用しない。

株 式

24. (1) 額面50ドルで社員は最低一株を保有すること。全株式の20%以内で保有株数を増加できる。
- (2) 払込みは役員会の定めた方法で分割払いもできる。

預金及び貸出し

25. (1) 定款第25条(2)及び(3)以下により社員非社員の預金受入れ及市中金利内での借入れを行う。
- (2) 総会に於て借入れ貸出しの限度額を決る。
- (3) 登記官は協同会社の負債限度額を決め、それを超えた負債を行うことは認めない。

社 員 貯 金

26. (1) 総会の決定により受入れを決め、役員会により運用を定る。
- (2) 用途は事業、投資に限られ、協同会社、社員両者の利益が保証されたもので、総会の了承を得たものに限る。

決 算 期

27. 1月1日より12月31日とする。

利 益 の 配 分

28. 監査後の純益の配分は総会により以下の様にする。
- (a) 最低25%は社内留保とし10%は株買戻し引当て金とし、その額が全株式の20%に達するまで積立てる。
 - (b) 上記を差引いた金額は総会で決定し登記官の承認を得た後に次の一項又はそれ以上

の目的に使う。

- (i) (i) 10%以内に於ての株主配当
- (ii) 残金の10%以内に於ての役員報酬
- (iii) 職員ボーナス
- (iv) 残金10%以内に於て社員の厚生基金
- (v) " " 教育福祉に寄附
- (vi) 協同会社より物資購入した社員に対するリベート、但し、リベート発表以前に脱会した社員は除外。
- (vii) 登記官承認の基金
- (viii) " " の社員の利益となる使途

社 内 留 保

- 29. (1) 全て協同会社の所有とし、何人たりともその権利を主張できない。全額、登記官承認の銀行へ預金する。
- (2) 登記官の定めるところに従いその了承のもとに、下記用途に使う。
 - (a) 事業開発
 - (b) 損金引当又は資金不足に充補する。

配 当

- 30. 配当金は社員の持株増加の為に使える。但し、発表後1ヶ月以内に直接本人に支払う旨の要請があればこの限りでない。

マーケッティング事業

- 31. 協同会社が社員の物品のマーケッティングを行う場合は次の取り決めを行う。
 - (a) 書類に依る契約を交す。
 - (i) 全てのマーケッティングは協同会社を通すこと。
 - (ii) 全ての物資購入は協同会社を通すこと。
 - (b) 協同会社は、
 - (i) 役員会で決定された物品全てに最高の売値を確保すること。
 - (ii) 社員に要求される全ての物品を保有し、適切な価格で販売すること。

違 約 金

- 32. (1) 第13条(a)に定める違約を社員がした場合、その行為が解決される迄、社員の負債と云う形で課せられる。
- (2) 第31条(b)の定により協同会社が社員との契約に違反した場合は社員に対して違約金を支払う。

社員に対する貸付

- 33. (1) 総会が社員に対する貸付を了承したら役員会によって下記諸項目に関し、規定を定め

る。

- (a) 当該社員の適格性
- (b) 申込方法
- (c) 返済条件，元金保善の方法
- (d) 期限及び返済方法
- (e) 利率，但し，平利12%以内
- (f) 申込審査方法
- (g) 不払い又は返済不能者に対する対応策

(2) 同上規定は条令の定めるところに従い，登記官の了承を実施前に得ること。

最高機関

34. (1) 条令の定めに従い，協同会社の意思決定の最高機関は総会である，定款15条(3)により法人代表者，及個人は社員としての一票を行使することができる。

(2) 総会を二つに分ける。通常及び特別の二つとする。

総会出席代表の選出

35. (1) 法人社員は総会に代議員を選出させることができる。各法人当りの代議員数は以下の通り，

(a) 一法人当り50社員について，一代議員，但し，一法人当り5人の代議員以内とする。

(2) 役員会に選出されたものは，彼の属する法人の代議員として総会に出席することとする。

通常総会

36. (1) 期末決算が完了し財務報告が登記官より到着次第最低年1回の総会を行う。これを年次総会と称する。

(2) 登記官は期末決算後はいつでも年次総会を召集できる。これは役員会による召集と同様に扱れる。

年次総会及機能

37. 年次総会の機能は

(a) 前回年次総会議事録の確認

(b) 役員会報告書及び監査報告の検討

(c) 財務報告の了承，否認の場合は事務局長を通し登記官に報告し，彼の裁決を最終とする。

(d) 役員を選出

(e) 内部監査役の選入

(f) 予算の承認

(g) 社員からの不満等の聴取，但し，不満申し立ては総会2日前に事務局長へ提出のこと

と。

(h) その他総会の決定、処理等を必要とする事項

特別総会

38. (1) 役員会が必要とすればいつでも召集できる。
- (2) 登記官又はその代理人は希望の方法、日時、場所で特別総会を召集でき、議題を決定し、討議を要求できる、この会の効力は他の総会と同等である。
- (3) 社員100人以下で20%、それ以上で25人以上の署名入り書面による要請があれば会長は、討議内容が明記されており、協同会社所在地会長宛に送付されており協同会を召集される。この召集が要求日後14日を経ても実行されぬ時は、当該社員は召集されなかった旨と討議事項を明記すれば召集され 有する。この件は登記官にも提出されること。

総会の通知

39. 開催の少なくとも8日前に社員及登記官になされること、通知は日時、及び議題を明記すべきこと、その写は本社所在地にて公開されること。

総会の定数

40. (1) 個人及び法人社員代議員総数の $\frac{1}{3}$ 又は30名どちらか少ない数を定数とする。但し、この内の $\frac{1}{3}$ 又は30社どちらか少ない数が法人社員に占められている事。
- (2) 定時15分後に定数が満たぬ場合、社員の要求があれば解散する。しかし、役員会の要求があれば次週の同日、同時刻、同場所で再開することが出来る。その通知は24日以内に事務局長によって本社所在地に公示されること。それでも定数に満たぬ時は条令による定数の変更をしない範囲であればその時の出席者数を定数とする。
- (3) 登記官によって又は彼の代理人によって召集された総会に於ては定時15分以内に集った数を定数とする。

総会の議長

41. 定款47条(d)により選出された議長又は副議長により又両者欠席の場合は出席者が選出した議長に依り会を進行する。

役員会

42. (1) 協同会社運営は12人よりなる役員会に委託されるこの12名は定款に従い社会に選出される。これは総会で行う。
- (2) 空席が生じた場合は次の総会までの間は社員又は代議員から指名された者がこれを補う。
- (3) 政府融資を受ける場合に政府より派遣の者が役員会に席をおくことを認める。
- (4) 登記官の承認なくして、役員は協同会社より何れの給与、手当等を受けることは出来ない。

任 期

43. 役員は6名ずつ順次任期終了する。総会に於て彼らの辞職及び後任を定める。但し、再選もありうる。

役員資格の停止

44. 下記の事項に該当する役員はその資格を失う。
- (a) 違約と見做れるか、3ヶ月以上の禁固刑を受けた場合
 - (b) 正当なる理由なく役員会を三度つづけて欠席した場合
 - (c) 協同会社の利益に反する行為を行った場合
 - (d) 登記官により代議員の資格
 - (e) 社員又は代議員の資格を失った場合
 - (f) 総会によりひ免された場合

役 員 会

45. (1) 月に1回最低限度開催する。議長は4人以上の役員の名があり議事内容明記がされた役員会の召集の要求書を受け取り次第役員会を召集する。7日以内にこれになされぬ時は要求者が召集できる。
- (2) 定数は7人とする。

役員会の決定

46. 決定は過半数の得票で決する。利害関係のある決定にあつてはその者は投票権を失う、議長が決定投票権を持つ。

会の権限及び義務

47. 定款に従い会は、
- (a) 社員申込みの可否決
 - (b) 社員各自の最高限度持株の決定
 - (c) 会社に不利と見做れる社員の資格停止
 - (d) 議長、副議長、事務局長、財務局長の選任
 - (e) 株式譲渡の可否決
 - (f) 役員の補欠
 - (g) 会社の契約書への署名、但し、その書類には会社の社印と事務局長及び他の役員2名の署名がある場合に限る。
 - (h) 総会及登記官の認めた最高限度額以内での会社の事業の為の借入れ
 - (i) 法的係争の会社代表
 - (j) 総会で決定された予算内に於て職員の 入れ及び解
 - (k) 必要に応じ、小委員会の設置及権限委譲
 - (l) 必要に応じ、規約の設定

- (m) 総会及登記官承認の予算内に於る諸費用の管理及追加予算案の提出
- (n) 手持現金の最高額の決定
- (o) 全収支の管理
- (p) 全帳簿数の管理
- (q) 財産の保全管理
- (r) 総会及登記官の承認を受けるための年度予算の作成
- (s) 総会での年次事業報告の上程
- (t) " 年次会計及監査報告の上程
- (u) " の召集
- (v) " に付与されていないその他の権限の行使

会 の 責 任

48. 会社の経営に当っては経営者としての精励，誠意思慮を持ってことに当り，万一不注意，又は過失に依って生じた事故についてはその責任を負う。

議長の義務及責任

49. (a) 総会，役員会の進行
 (b) 上記議事録への署名
 (c) 全職員の指導，監督
 (d) 総会，役員会により課せられたその他の義務責任の遂行

事務局長の義務及責任

50. (a) 会社の管理体系の設定及遂行
 (b) 分掌下の帳簿，記録類の管理
 (c) 一般書簡及役員会により委託された書簡の処理及署名
 (d) 議長による総会，役員会召集の通知及議事録作成
 (e) 役員会が指示する帳簿，記録，書類の役員審査の為の上程
 (f) 定款，役員会の定めに従い，他の役員又は社員と連名して契約書，重要書類，小切手への署名
 (g) 役員会により課せられたその他の義務

財務局長の義務及責任

51. (a) 会社の全収入の管理又それを 24 時間以内に会社名で銀行へ預金すること。但し，500ドル以内に於ては小口現金支出用に社内保管すること。
 (b) 役員会指示，定款に順じた支払い実施
 (c) 事務局長，役員会が指名した役員と連名で小切手への署名
 (d) 収入に対する受領証の発行及支出に対する相手側受領証の確保
 (e) 最新の支出明細，会計帳票類の整備保管

社内監査役

52. (1) 総会で2名を選出し、毎月役員会に報告する。
- (2) 役員会で定めた報酬を支払う。

銀行勘定

53. (1) 事務局長、財務局長、役員会指名の役員1名計3名の共同管理とする。
- (2) 必要に応じ登記官の了承を得る役員会は2名の役員を指名し、何れかの銀行に小口当座預金の口座を設け便を計る。この資金は会社の銀行勘定以外からは充当しない。

社印

54. 社印1個を備える。これは役員会の権限により、事務局長、役員会指名の2役員計3名の立会いの下で使用され又その3名は署名せねばならない。

帳簿及書類

55. 登記官の要求する下記
 - (a) 社員記録
 - (i) 社員番号、住所氏名、入社日、受領名義人の詳細
 - (ii) 社員保有株の番号、払込額、譲渡関係等
 - (b) 株式の全記録
 - (c) 役員会及総会の議事録
 - (d) 現金出納帳、元帳、会員の預金台帳、収支明細、その他会員に関する明細
 - (e) 受領証帳簿
 - (f) 計器備品記録
 - (g) その他必要帳票類又は登記官の指示によるもの

社員による帳簿の査察

56. (1) 下記は社員の要求次第、公開される。
 - (a) 条令、会社規則、定款の写
 - (b) 社員リスト
- (2) 役員会の了承次第社員は誰でも次の閲覧ができる。株式、預金、売買等に関する経理。
- (3) 本人の同意なしに他の社員の台帳は見ることができない。

紛争

57. 役員会又は総会で解決できない紛争は登記官の裁決を仰ぐ。

定款の修正

58. (1) 定款は総会により条令の定める範囲内に於て修正することができる。
- (2) いかなる修正も登記官の承認なしでは発効しない。

条令及定款

59. 定款は条令及規則の下でこれらを補充するものであり、これらと相容れぬ時は条令及規則

が優先する。

解 散

60. 本会社は条令及び規則によつてのみ解散することができる。

(注) 本文中“会社”等と訳してあるが“組合”又は“組合員”程の意味である。但し、厳密には会社法、組合法が現地マレーシアで如何に異なるか不明な為、とりあえず営利性の強さからこの組織を“会社”と訳したものである。

(II) SAMA の概要

1. 名 称 SAMA (SABAH MARKETING CORPORATION, SABAH)

2.

サバ・マーケティング公社は、農村開発公社の下部組織であり、1977年10月22日にサバ州政府により設立された。払い込み資本金は55百万ドルである。

SAMAの役割は、農業生産物のサバ州政府のマーケティング代理人となることである。その主たる機能はサバ州の農産物輸出(木材を含む)を扱うことである。

SAMAは、サバ土地開発公社、サバゴム基金公社、サバ農業省、農村開発公社、サバ農民協会の生産物の輸出を行う総代理店である。

個人部門の生産物についても又、SAMAの海外マーケティングに係る専門的能力が使用されることを歓迎している。ココア、とうもろこし、材木の多くの個人生産者はSAMAのサービスを利用している。

事業開始以来、SAMAは急速に発展してきた。マーケティングサービスは、サバ経済の中の多くの事業開始年には、SAMAは88.6百万ドル以上の輸出入高を達成した。

3. 将来計画

SAMAの長期的目標は、主要な海外市場に事務所を設立することである。このシステムは24時間体制で世界市場にサバ産品を提供することを可能にし、それによって市況に利益を与える。KundasangとKota Kinabaluにおける冷蔵施設が建設中であり、継続的かつ規則的な需要を満たすため各農産物が本来の新鮮な状態で貯蔵できる様になる。

農村開発公社は、オーストラリア北部のCanfieldからサバへの牛肉を運搬するための二重目的を持つ船を建設中である。帰りの際には、同じ船が材木、とうもろこし、その他の乾燥船荷を運搬することになる。この船は1980年の終りにSAMAによって運営されることになる。

4. 組 織

現在、SAMAは、4生産物単位を通じて運営されている。

(i) ゴムマーケティングユニット

(ii) パーム・ココアユニット

(iii) 材木マーケティングユニット

(iv) 国内マーケティングユニット

これらの全ユニットの貿易活動は以下のユニットにより支持される。

(i) 船積、保険、倉庫、輸送、通関、流通サービスを行う Operations & Shipping Unit

(ii) SAMAの全財政事項につき援助を行う Finance Unit

(iii) 貿易ユニット活動をコーディネートする Planning and Development Unit は、取引きの機会を確定し、市場開発計画を作成する。

(iv) 人事と経営の責任を負う Administration Unit

(iii) 投資環境について

ア. 外資に対する基本姿勢

マレーシア政府の外資政策は、外資歓迎の姿勢を堅持している。外資の導入によって、(1)雇用機会の創出、(2)輸出の促進、(3)地方の開発、(4)国内資源の活用、(5)技術、人材の育成、等をはかろうとしている。しかし、無制限に外資を受入れているわけではない。

現在、マレーシア政府の基本的な国策となっている「新経済政策」(New Economic Policy)の目的遂行の枠内で外国投資を奨励しているのである。そして、投資案件ごとに、それがマレーシアの経済開発に及ぼすメリット、デメリットを評価しながら、できるだけ柔軟性をもった外資政策を運用しようという立場を維持している。

(i) 新経済政策の目的は、①人種にかかわらず、全てのマレーシア人に対して貧乏を権絶すること、②人種間の経済格差を是正するため、社会の再編成をかかるとの二点から成り、特に後者については、経済的地位の低いブミプトラ系(マレー人及び先住民)の経済活動参加を促進させることにある。そのための具体的目標は1970～1990年の20年間に、(a)株式資本保有化率を1990年までにマレーシア系資本70%(ブミプトラ系30%、非ブミプトラ系40%)、外国資本30%に再編成すること、(b)雇用面で国の人種別人口構成比率に見合った雇用比率を達成することとなっている。

(ii) 以上の目標達成は、あくまでもマレーシア経済全体についてであって、必ずしも個々の企業レベルに全て適用するわけではない。又国内の人種間の経済的アンバランス、及びマレーシア人と外国人間のアンバランスは高度経済成長を達成することで是正する。

(iii) 工業分野の発展に際しては、技術、経営能力、輸出市場の確保などが必要となり、この為に特に外国資本の参加を歓迎する。

(iv) 出資比率に関する政府がイドラインの運用にあたっては、政府は弾力的に対応する。

イ. 外資関係法令

マレーシアの外資法体系は、東南アジア諸国の間でも最も整備された範疇に属する。その体系は、基本法として、投資奨励措置について規定している「投資奨励法」全製造業の事業活動を認可する権限を政府に付与した工業調整法(1977年改正)及び労働関係法規

(雇用法, 労働関係法, 労働者住宅建設最低基準法, 児童若年者雇用法, 被用者準備金法, 労働者災害補償法, 及び工場機械法などがある)より成る。

ウ. 奨励業種及び優先業種

マレーシア政府が外資導入を希望している分野は, ①労働集約的産業, ②輸出指向産業, ③資源加工産業, ④技術集約産業, ⑤関連産業 (Supporting Industries) などである。

エ. 規制業種

法的には, 規制業種はないが他の国でも一般的のように益益事業 (鉄道, 電力, 水道, 電気通信, 放送など) への外資の進出は原則的にはむづかしい。

オ. 各種投資優遇措置の概要

マレーシア政府による投資優遇措置はきめ細かい, 大きく分けて, (a)投資奨励法 (Investment Incentives, 1968) による法人所得税 (40%) と開発税 (5%) の減税措置に分類できる。

以下これらの概要を述べよう。

(イ) 投資奨励法にもとづく優遇措置

以下の様に, 7種類の租税上の思典措置があり, 投資家は最も利益になると判断したものを選択すればよい。

① パイオニア, ステータス (PIO) 取得

パイオニア企業 (Pioneer Company) として指定を受けた企業は, 固定投資額の規模に従い生産開始後最低2年から最高5年まで, 法人税と開発税が全面免除される。

固定資本投下額 (マレーシア, ドル)	免除期間 (年)
25万ドル未満	2
25～50万ドル	3
50～100万ドル	4
100万ドル以上	5

さらに当該企業が (i) 開発指定地域に立地しているか否か, (ii) 優先製品に指定されているか否か, (iii) 国産原料を50%以上使用しているか否かによって, それぞれ1年づつ免税期間が与えられることとなる。又パイオニア企業の支払う配当金については非課税となる。

(注) 開発指定地域 (Development Areas) とは:

a) Kedah, Perlis, Pahang, Kelantan, Trengganu, Malacca, Sabah, Sarawak の各州

b) Senawang (ヌグリースンピラン州), Kamunting (ペラ州), Sungai Way

FTZ (セランゴール州), Bayan Lepas FTZ (プナン州), Uluklang FTZ (セランゴール州), Tanjung Agas の各工業用地。

② 雇用促進産業に対する免税制度 (Labour Utilization Relief = L.U.R)

従業員 51 人以上を雇用する企業は下記の雇用規模に応じて、パイオニア企業と同様な法人税、開発税の免除を受ける資格がある。

雇 用 数	免 税 期 間
51 ~ 100 人	2 年
101 ~ 200 人	3 年
201 ~ 350 人	4 年
351 人以上	5 年

なお、開発指定地域、優先製品及び国産原料を 50 % 以上使用するもので、それぞれ 1 年づつ延長が可能で、従って最高 8 年まで免除可能となる。

③ 投資税額控除制度 (Investment Tax Credit = ITC)

前記PIO, LURの資格を得ていない企業に適用されるもので、投資に伴う課税所得の控除が認められる制度である。控除は事業が認可された年から 5 年以内の投資について、投資のあった課税年度に一度だけ認められる。課税所得からの控除額は、工場、機械設備などへの投下資本総額の 25 % を限度としている。

又開発地域優先業種、国産使用率が 50 % 以上という要件を満たす場合、それぞれにつき 5 % ずつの控除率が追加されるので、最高の場合、40 % まで控除されることとなる。

④ 輸出奨励制度 (Export Incentives)

マレーシアで製品を輸出する企業には次の三種類の輸出優遇措置が適用される。

海外での販売促進のための控除、輸出促進のための広告費、市場調査費、見本提供用、商談、契約締結に要した費用などが課税所得から控除される。

⑤ 開発奨励指定地域に関する措置 (Locational Incentives)

都市部への産業集中を解消し産業の地方分散を促進する目的をもって、マレーシア政府は地方分散奨励の優遇制度を導入している。政府により優遇措置地域に指定された地域に工場を設立している認可企業は、最長 10 年までの免除の特典が与えられる。指定地域 (Designated Areas) とされているのは次の通り。

1. Kedah (Kuala Muda 地区を除く)
2. Pahang (Kuantan 地区を除く)
3. Kelantan
4. Trengganu

5. Perlis
6. Sabah
7. Sarawak
8. Johor Tenggara 地域

適格基準と免税期間は下記の通りである。

設備投資／雇用の適格基準	免除期間（年）
設備投資額 25 万 M\$ 未満もしくは従業員数 100 人以下	5
設備投資額 25 万 M\$ 以上もしくは従業員数 101 人以上	6
設備投資額 50 万 M\$ 以上もしくは従業員数 201 人以上	7
設備投資額 100 万 M\$ 以上もしくは従業員数 351 人以上	8
優先指定品生産	1
マレーシア産品使用	1
最長免税年数	10

(i) 上記以外の投資優遇措置

① Withholding Tax 免除

海外からの借入れ（3 年以内）に対する利子支払いは、その借入れが所得税法に定める認可済みローンと認められれば、免税扱いとなる。免除申請は大蔵省に提出し、コピーを内国税務局、中央銀行、通産省、及び FIDA（連邦工業開発行）に送付する。

申請に対する審査がイドラインは次のとおり：

- 利子率及び利子の支払い条件が妥当であると中央銀行によって保証されたもの。
- 借入資金が固定資本の購入又は開発プロジェクトへの融資に使用されていること。延べ払い又は、サプライヤー・クレジットも対象となる。
- 借入れ、資本金比率が通常に 1 とするのが望ましい。
- 借入金の返済期間は通常 1 年以上とする。

海外からの資金調達を奨励する措置として、77 年 1 月以降になされた 3 年以上の海外借入れ又は長期預託に対する利子支払いも免税扱いとなっている。

② 二重課税防止協定

マレーシアは日本との間に二重課税防止協定を結んでいる。

③ 機械設備の関税免除措置

機械設備の輸入に関しては、申請があればその輸入税、輸入付加税及び販売税が免除される。申請に対するガイドラインは次の通り：

- 通産省が認可した企業であること。しかし工業調整法によってライセンス取得が免除

されている小規模企業も対象となる。

- 機械設備は申請者が直接購入したものであること。
- 当該機械設備が国産化されていない場合。
- 生産工程に直接使用される新しい機械設備（スペアパーツを除く）
- 新規事業又は既存事業の拡張の為必要とする新しい機械設備、既存の機械設備の買替えは除く。操業年度がすでに長く企業も免税の対象外である。

④ 申請手続きについて

機械設備輸入に際しての関税免除申請のデリバリー以前に大蔵省に提出する（コピーを通産省，税関局，Machinery Department に送付する。なお申請様式は大蔵省で入手できる）減免措置の申請はFIDAに提出する。

カ. 出資比率ガイドライン

出資比率については「新経済政策」の目的に沿って合併投資が奨励されているが現在、マレーシア政府が新規投資に対してとっている基本的ガイドラインは次のとおり：

- (ア) 主として国内市場に依存する製造業プロジェクトについては、政府は出資比率のマジョリティがマレーシア資本になる様に求めている。
- (イ) 再生不可能な国内資源の抽出及び一次加工を行うプロジェクトについては、少なくとも70%がマレーシア資本，うち30%がブミプトラ資本とする。
- (ウ) 主として輸出向けの製造業プロジェクトについては外国資本のマジョリティ保有が認められる。正当な理由があれば、100%外資出資も考慮されうる。

上記のガイドラインは新規投資案件のほか追加投資分にも適用されるが、それは設備拡張や既存プロジェクトの多角化によって増額出資された部分が「新経済政策」の出資比率目標に合致していない場合適用される。

キ. 外国人就業に関するガイドライン

- (ア) Key-post（外国人によって無期限に保有可能なポスト）は、外国人による資本投資額が約50万M\$を越える企業に与えられることになっている。しかしこの50万M\$という数字はあくまでもうひとつのガイドラインであり、かつ、キー・ポストの数も個々のケースのメリットを評価して弾力的である。与えられるキー・ポストの数は申請にもとづき政府のマレーシアナイゼーション常任委員会 (Malaysianisation Committee) によって決定される。ひとたび決定されたキー・ポストは原則としてマレーシアナイゼーションの対象とならない。
- (イ) Executive-Posts（専門の資格と実践経験を要する重役ポスト）については、マレーシア人が最終的にそのポストを引継ぐべく訓練が与えられるとの条件のもとで最高10年まで外国人を雇用することができる。

- (ウ) Non-Executive posts (技能を要する非重役ポスト)については同様に、マレーシア人が最終的にそのポストを引継ぐべく訓練が与えられるとの条件のもとで、最高5年まで外国人を雇用することができる。

外国人ポストの申請

最近の制度改正によって、外国人ポスト (Key-post, Executive Post, Non-Executive post)への申請は投資申請と同時に FIDA (連邦工業開発庁) に提出可能となった。(以前は、外国人ポストの申請は、投資申請とは切りはなして入国管理局を通じてマレーシアナイゼーション常任委員会に提出しなければならなかった)

ク. 海外送金

マレーシアの為替管理制度はきわめて自由化されている。資本、利益の送金等については次のとおりである：

- (ウ) マレーシアから外国への支払いは、ローデシア、南ア、イスラエルをのぞき、いかなる外国通貨でも可能である。
- (イ) 資本金の償還、利益、技術援助料金等の送金など全ての支払いは自由であり、制限されない。
- (ロ) 1,000 M\$までの総ての対外支払いについては、許可は不要である。外貨による1回の支払いが1,000 M\$相当分をこえる場合、為替管理フォームKPW1に記入し、認可を受けねばならない。
- (ハ) 公認の銀行(全ての商業銀行)は、100万M\$相当分までの個々の支払いにつき、中央銀行に相談せずにフォームKPW1を認可することが許されている。
- (ニ) 100万M\$をこえる支払いについては全て中銀の認可を要する。そうした支払いが正当であると認められれば、ただちに認可される。
- (ホ) FOB金額5,000ドル以上の輸出については、フォームKPW3を提出しなければならない。公認銀行が中央銀行にかわってこれを認可し、その後税関当局にまわされる。

ケ. 資金調達

進出外資系企業の借入れについては、為替管理法上とマレーシアナイゼーションの関係から「外国系企業」(Non-Resident Company)と「ローカル企業」(Resident Company)と区別され、前者は中央銀行のコントロールを受けることがある。「外国系企業」とは、払込み資本金の51%以上が外国資本であるが、取締役の過半数が外国人で占められているもの、又は外国企業の支店である場合を意味する。「ローカル企業」の借入れには制限はないが「外国系企業」には一部制約がある。

- (ウ) 「外国系企業」は50万ドル未満の現地借入れには、中央銀行の許可を必要としないが、50万ドル以上の場合、中央銀行の許可を必要とする。

- (イ) 「外国系企業」は、マレーシアの事業のためにわづかな資金だけを持込んで大半を国内借入りに依存しようとする事は許されない。これは「外国系企業」が短期の利益めあてではなく長期的展望でマレーシアのプロジェクトを実施してもらうためである。
- (ロ) 中央銀行の方針としては「外国系企業」に対して認可された国内借入りの半分を地場系金融機関から借入れることを義務づけている。しかし中央銀行がこの50%条項が達成できない正当な理由があると認めた場合、「外国系企業」の海外借入れについて、全て中央銀行の許可が必要である。その場合、借入れ資金が生産的の事業に使用され、かつ外国ローンの条件が正当であればただちに許可される。又、外国ローンの元本返済や利子送金は中央銀行の許可が必要となり、中央銀行が定めた条件で返済しなければならない。

コ. 税制の概要

(カ) 個人所得税

個人に対する所得税は、マレーシアで発生し、もしくは由来する所得、国外から送られて国内で受取られた所得に対して毎年の審査にもとづいて課せられる。課税所得にあたって、前記各所得源の合計額から一定額が控除される。課税所得にあたって、前記各所得源の合計額から一定額が控除される。控除の種類としては、基礎控除、勤労所得控除、配過者控除、児童控除、生命保険控除がある。所得税は、マレーシアに居住する者の所得を対象に以下の税率で課される。

	課税対象所得額	税率
1.	2,500ドルまで	6%
2.	5,000 "	9%
3.	7,500 "	12%
4.	10,000 "	15%
5.	15,000 "	20%
6.	20,000 "	25%
7.	25,000 "	30%
8.	35,000 "	35%
9.	50,000 "	40%
10.	75,000 "	50%
11.	75,000 "	55%

(キ) 法人税

マレーシアで事業を営む会社は、1査定年度としての基礎年度全体を通じて事業の経

営及び管理が国内で行なわれれば、その間マレーシアの居住者とみなされる。所得税の課税範囲は「領内適用」の原則による。つまり、所得税はマレーシアで発生し、もしくは由来する法人所得ならびに国外から送られてマレーシアで受取られた法人所得に対して課税される。ただし、マレーシアにあると国外にあるとを問はず法人所得税が課せられる。この場合、税率は一律に40%となる。

(ウ) 売上げ税

売上げ税は、特定の輸入品や国産品に対し、それらが輸入販売又は、メーカーによって処分された時点で課税される。ただし、個人的または業務上のサービス並に不動産や無形資産の取引には課税されない。ただし、香水、煙草、リキュール等一部の品目については例外的に10%とされている。カカオ豆の場合4,000Mドル/トン当たり以上に取引された分については40%課税されることになっている。

(エ) 開発税 (Development Tax)

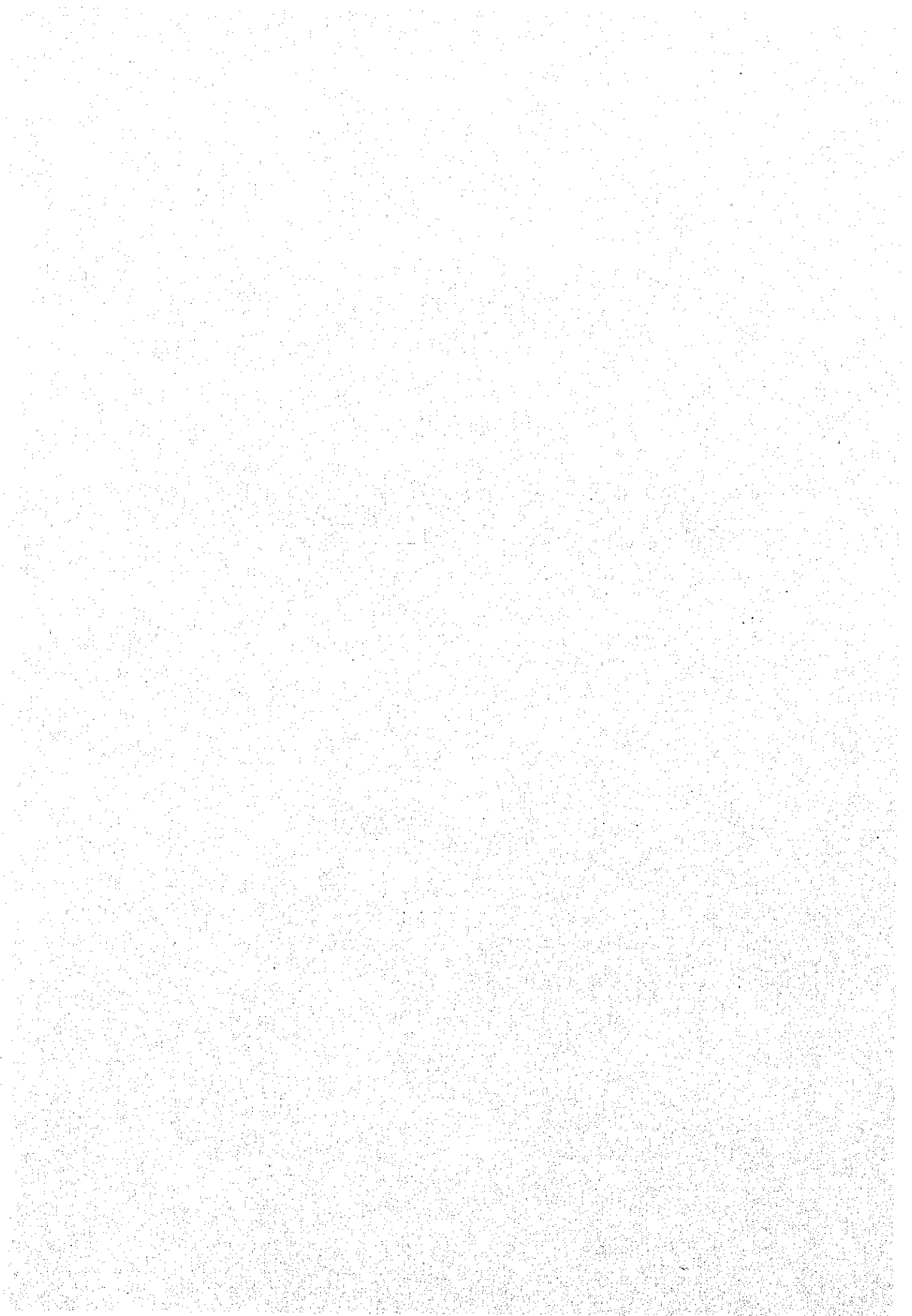
開発税は、事業、商売、職業、賃貸所得税を含む開発源を有する会社又は個人に課せられる。会社の場合は、払込み資本額に従って支払われる最低限開発税とは別に開発所得に対して、一律5%の開発税が賦課される。個人には、開発所得が3,000ドルを上廻った場合、並に開発所得が2,000ドルを上廻り、かつ共同出資者のある場合のみ開発税が課せられる。5%の開発税は法定限度を超えた場合に課せられる。

サ. 投資申請手続き

(ア) 新規投資ならびに工場拡張手続きについて

プロジェクトの創始あるいは既存工場の拡張認可の申請は所定の書式(様式IOA-3-東南アジア貿易投資観光センター(SEAPOCENTRE)発行「マレーシア投資関係法」にもとづいて行ない、記載済みの書式15通をマレーシア連邦工業開発庁(Federal Industrial Development Authority)総裁(Chairman)宛に提出しなければならない。

(イ) 申請手続きを行なってから、認可を受けるまでの平均所要時間について創始プロジェクトの認可がおりるまでには通常6~8週間を要する。



JICA